

## 告示第 10号

### 宇和島市市税等収納代行業務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項、地方自治法施行令第158条の2第6項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、市税等収納代行業務を委託したことを次のように告示する。

令和4年2月7日

宇和島市長 岡原 文彰

#### 1 委託する相手方

愛媛県松山市高砂町二丁目2番5号  
株式会社いよぎんコンピュータサービス  
代表取締役 岸川 悟

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
地銀ネットワークサービス株式会社  
代表取締役社長 長谷川 芳完

#### 2 委託の内容

市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税（種別割）  
国民健康保険料（普通徴収）・介護保険料（普通徴収）  
後期高齢者医療保険料（普通徴収）・住宅使用料・保育料  
下水道受益者負担金の収納事務

#### 3 履行期間

令和3年9月1日から令和7年3月31日まで